

2021 年 12 月 30 日

各 位

株式会社 みなと銀行

第二回播磨圏域 8 市 8 町+兵庫県+環境省の情報交換会開催について ～地域「脱炭素」へ産官連携の取組み～

関西みらいフィナンシャルグループの みなと銀行（社長 武市 寿一）では、環境省（近畿地方環境事務所）にご協力を頂き、播磨圏域 8 市 8 町及び兵庫県の方々と脱炭素をテーマとした情報交換会を開催いたしますのでお知らせいたします。（2017 年、当社は播磨圏域 8 市 8 町と「播磨圏域連携中核都市圏ビジョンの連携協定に関する協定」を締結）

政府は、2020 年 10 月、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言し、地元兵庫県内の自治体では、脱炭素への実行計画の策定や、政府が 2030 年度までに設ける 100 か所程度の「脱炭素先行地域」への対応に関心が集まっています。

そのような中、先月 24 日には、環境省から脱炭素先行地域募集要項（第 1 回）が公表され、各自治体では、地域特性に応じた脱炭素の取組みがより活発になるものと思われます。（募集要項の詳細は環境省 HP へ）



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

当社にとって、播磨圏域 8 市 8 町は主要地盤であり、脱炭素へ産官学連携の取組みが地域経済の活性化に資するものと捉え、昨年 10 月に環境省や兵庫県と情報交換会（第一回）を開催しており、今回はその詳細版として同（第二回）を実施するものです。

当日は、環境省近畿地方環境事務所環境対策課から、先月 27 日に開催された全国自治体向けオンライン説明会の内容についてご説明頂いた後、再生可能エネルギーの普及に先端的な取組を実践なさる淡路市から事例報告を頂き、最後には、個別相談会も実施する予定です。

【留意事項】情報交換会の内容は、脱炭素先行地域への選定（書類提案）に際して、環境省が各自治体への透明性等を確保する観点から、参加者の質疑等を除き、全国自治体向けオンライン説明会と同じ内容となります。また新型コロナ感染拡大の状況によっては、ZOOM開催のみとなる場合もございます。

みなと銀行は、今後も地域の皆さまへの様々な金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

【開催概要】

- (1) 日時・場所
2022 年 1 月 19 日（水）、14:00～16:30
じばさんびる 502 会議室（姫路市南駅前町 123 /JR 姫路駅南 50m）
 - (2) 参加自治体等
播磨圏域 8 市 8 町、兵庫県
環境省（近畿地方環境事務所）
 - (3) 議題
①脱炭素先行地域募集要項（第 1 回）（環境省）
②「地域発新電力の開始について」（淡路市）
③個別相談（希望自治体のみ）
 - (4) その他自治体の参加募集（オンライン）
播磨圏域 8 市 8 町以外で聴講を希望なさる自治体
があれば、ZOOMでご参加頂けます。詳細は、以下までご連絡下さい。
- 情報交換会に関するお問い合わせ：みなと銀行姫路地域本部 079-223-3762



以 上

【脱炭素先行地域募集要領（第1回）】の概要 環境省ホームページより抜粋

趣旨について	「地域脱炭素ロードマップ」（2021 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）及び「地球温暖化対策計画」（2021 年 10 月 22 日閣議決定）では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」において、2025 年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030 年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示し、全国に広げるとされたところです。 今般、地域脱炭素ロードマップ及び地球温暖化対策計画を踏まえ、脱炭素先行地域（第1回）の選定を行うため、地方自治体による計画の提案を募集します。
脱炭素先行地域とは	2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。
脱炭素先行地域の範囲の類型	行政区、集落、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群など様々です。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、複数の類型を含むものや、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。また、脱炭素先行地域は、複数の地方自治体が連携して取り組むことも可能です。 <想定される類型の例> 住生活エリア、ビジネス・商業エリア、自然エリア、施設群他
提案者	地方自治体（市区町村、都道府県等）、複数の地方自治体の共同提案、地方自治体、民間企業、大学等の共同提案
脱炭素先行地域の選定の考え方	先行地域の選定にあたっては、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方自治体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価の高いものを選定します。 具体的には、（2）に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、脱炭素先行地域の範囲の類型等に応じて多様な地域を環境省が選定します。
募集期間等	（1）募集期間（第1回）令和4年1月25日（火）～2月21日（月） （2）募集締切令和4年2月21日（月）17時必着 （3）計画提案書の様式 様式1：脱炭素先行地域計画提案書、様式2：脱炭素先行地域計画提案概要
その他 （留意事項）	提案内容に係る事務局（環境省本省、地方環境事務所）への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。 提案にあたり、評価委員会委員、環境省幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。